

平成 30 年 7 月 19 日

下保谷四丁目特別緑地保全地区保全・活用方針に対する
市民懇談会の意見まとめ（案）

みどりの基本計画において、シンボルとなるような「武蔵野の面影を残す屋敷林」などを保全することにより、みどりに包まれた西東京市の実現を目指すということから、平成 24 年 11 月、土地所有者の「みどり」保全の思いも受け継ぎ、約 1 ヘクタールの民有地を特別緑地保全地区として指定した。

その後、平成 25 年度から 5 カ年計画で当該緑地を取得し、特別緑地保全地区は市の財産となり、豊かな緑を将来に継承していくため、都市環境が大きく変化していくと予想される中、緑を保全していく方策について、短期のみならず長期的な視点から検討する必要がある。

I 保全方針 「武蔵野の面影を残す屋敷林」として保全する。

保全方針の視点

- 1) 自然の猛威から農家の家屋敷を守る屋敷林は都市化の進展でその役目は終了しているが、近年みどりが失われる中で、郷土の自然に近い貴重なみどりとして見直され、保存していくことが望まれている。
- 2) 屋敷林の公益的な働きについて
 - ・地域の自然文化遺産 ・景観 ・生物多様性
 - ・その他（機構の緩和や保健効果、二酸化炭素の吸収、酸素の空気中への発散など）

II 今後の方向性

①屋敷林としての緑（樹木）の保全

- ◎屋敷林は郷土の自然に近い貴重な緑として、自然に近い姿を壊さないことを大原則に保全する。
- ◎樹木の過度な剪定等による他の植物への影響は極力なくし、自然に近い屋敷林を保全する。
※現在の上層木、中層木、低層木の込み具合が好ましいと思われ、現状維持するための枯損木等の撤去、剪定等を実施する。
- ◎昆虫・鳥・獣などの生物の棲家として自然環境を保全する。
- ◎建築物（住居・蔵など）の保存する（建物を含めた屋敷林の風景を保存していく）
また、建物管理等はボランティアでの管理は難しいため、指定管理者などの制度を活用していく

②屋敷林として保全しながらの活用

- ◎特別緑地保全地区は原則一般市民に活用されることが望ましいが、自然環境を壊さないために、全域で一度に開放（活用）するのではなく、「野草園」、「前庭ゾーン（広場）」だけ開放（活用）するなどの、区域や時期等を定めて開放することが望ましい。

◎昭和初期の屋敷林の風景を建物も含め将来に継承していきながら、教育の場などとして活用をすすめていく。

※建物は資料展示など展示スペースとして活用するなど、建物を保存しながら有効活用していく。

◎保全のためのPR・企画の推進をする。

将来に屋敷林を残すため、特別緑地保全地区をイベント等で活用し、緑のすばらしさ、大切さを理解してもらい保全していく。

◎現在、ボランティア団体が担っている維持管理の一部は、そのままボランティア団体の活動の場としていき、地域のコミュニティの拠点として活用していくとともに、市との協働による維持管理をすすめていく。

市民懇談会のその他の意見

- ・屋敷林は自然教育の場として、蔵は農具等を展示し、教育の場として活用すべき。
- ・青少年に向けた各種活動の推進（自然体験、保全活動など現在実施しているものの拡充）
- ・保存や活用はあらかしき公園の特長も考慮して進めていくべき。
- ・母屋は使用しないと傷んでいく。
- ・現在、雑草地になっている北東部をどうしていくか。虫取り場としての利用など。
- ・地区計画の策定時の保全計画に「地域づくり」を目標とあるので、地域限定という視点で良いのではないか。（広く市民に開放しなくてもいいのではないか）
- ・緑の基本計画でみどりのシンボル拠点に位置づける必要がある。
- ・市（公）のものなので市民が平等に利用できるようにすべきである。
- ・上位計画の全体の方向性と特別緑地保全地区に特化した方向性が必要ではないか。
- ・他の屋敷林や近辺の公園など周辺環境を考慮した計画にすべきである。
- ・地域の宝として地元で愛され、また、市民に感謝される存在であるべき。
- ・剪定の方法と時期が大切である。
- ・活用（建物を含む）について、保全と活用のバランスが重要である。
- ・現在は、年2回程度しか活用できていない。もっと活用すべき
- ・活用していくには、施設整備、特にトイレの整備が必要ではないか。
- ・市民交流の拠点としての活用
- ・藍を育てて、建物内で作業し、展示したい。（昔の文化を継承する学習の場としたい）
- ・幼児施設の場として活かしていくべき。（虫取り、生き物観察や自然観察の場として）
- ・将来的には保全地域の維持管理体制の強化（常駐の管理人などをおく、郷土資料室のような専門員の配置など）
- ・一斉にではなく、徐々に自然、建物を活用していくべき。
- ・特別緑地保全地区の保全のためには、入場料を徴収しての開放を考えてもいいのではないか。
- ・「下保谷四丁目特別緑地保全地区」という名称は、長くてどんな場所か等がイメージしにくいので、名称を変更してはどうか。（下保谷屋敷林、荒屋敷屋敷林など）
また、建物（住居、蔵、倉庫）の名称も活用する中で必要になるのではないか。
- ・野草園に水道設備を整備してもらいたい。
- ・母屋は、いい名称だが、呼び方については検討すべきである。
- ・ボランティア（携わる人）を増やす方法を検討すべきである。

- ・方針に入れてほしいもの（議論してほしいもの）

屋敷林の今日的な役割、公共的活用はどうあるべきか。

残し方について

- ・価値を共有し、最低限の変化で今の形を残すことを計画の基礎とすべきである。
- ・貴重な自然は将来に残すべきという点を入れていただきたい。
- ・屋敷林内の各ゾーンで考えることと屋敷林全体として考えることが必要である。
- ・屋敷林内のゾーンごとの保全の考え方は必要である。